

入 札 告 示

札幌市告示第 2083 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 5 月 19 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030

メールアドレス：shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度 B 型肝炎等健康診断及び予防接種
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による
- (5) 入札方法
総価で行う。

ただし、入札書に記載する金額にあつては、算出書（別添様式）に掲げる各項目の単価をそれぞれ見積り（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）、その各単価に本市が指定する予定数を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書には算出書を添付し、ホチキス留めのうえ割印すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「医療業、保健衛生サービス業」に登録されていること。
- (6) 「個人情報取扱安全管理基準」に適合する業者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付する。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和 7 年 5 月 26 日 15 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時
令和 7 年 5 月 27 日 10 時 15 分
- (5) 開札の場所
上記 1 に同じ

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記 5(5)イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認

した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記5(5)イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。